

令和4年3月23日

兵庫県立大学 事務局長

PI 人件費に関する「研究環境改善費」の支出に関して

競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出に関する取扱要領（以下「取扱要領」という。）に基づく研究環境改善費の執行方法については、以下のとおりとします。

記

I 研究人材の戦略的強化（研究奨励金）

1 支給方法等

- (1) 予算
 - ・受託研究等として財務会計システムに登録した当該プロジェクト予算の直接経費。
- (2) 摘要
 - ・研究奨励金 [勘定科目：(受研)報酬 ※]
※国等の資金提供機関が研究奨励のために支給していた報酬を、資金提供機関に代わり大学が直接経費から支給することに変更されたことから、報償費（勘定科目：(受研)報酬）として支給する。
- (3) 年間支給総額
 - ・対象研究費の交付決定又は契約書で定められた額を限度に、(様式第1号) 研究環境改善費活用申請書で「研究人材の戦略的強化」として申請し、部局長に承認された金額
- (4) 年間支給回数及び1回あたりの支給額
 - ・資金提供機関の定めによる。
- (5) 支給日
 - ・原則月末支払とする。ただし、資金提供機関の定めがある場合はそれによる。
- (6) 支払方法
 - ・研究代表者の給与口座又は研究代表者の指定する口座に支払う。

2 所得税の源泉徴収

- ・月払の場合：給与所得の源泉徴収税額表の「月額表」により、支給金額に応じた乙欄の税額を徴収する。
- ・一括払いの場合：一時所得的な性質を有するため、源泉徴収しない。

3 確定申告

- ・大学の年末調整では処理できないため、教員各自で確定申告を行う。
※国通知により、「研究奨励金」の扱いは給与所得に準ずるとされている。
(参考) 昭和33年8月20日国税庁長官通知
「大学の教授等が支給を受ける研究費等に対する所得税の取扱について」

II 魅力ある研究環境の整備

○ 支払方法等

- (1) 予算
 - ・受託研究等として財務会計システムに登録した当該プロジェクト予算の直接経費。
- (2) 摘要
 - ・研究環境整備費 [勘定科目：(受研)備品費、修繕費 など]
- (3) 年間支出総額
 - ・対象研究費の交付決定又は契約書で定められた額を限度に、(様式第1号) 研究環境改善費活用申請書で「魅力ある研究環境の整備等」として申請し、部局長に承認された金額を上限として、研究環境整備の経費として支出する。
- (4) 支払日
 - ・原則月末支払とする。

III その他の取扱い等

- ・取扱要領第13条に定める資金提供機関への対応は、原則研究代表者及びキャンパス総務課が行うものとする。